

募 集 要 項

スマートシティ(仮)事業企画等制作業務

令和元年 12 月 6 日

つやま産業支援センター

目 次

第1. 募集要項等の定義	1
第2. 業務の内容	
1. 業 務 名	1
2. 納 期	1
3. 制作料上限額	1
4. 業 務 の 内 容	1
第3. 応募事業者の条件等	
1. 応募資格	1
2. 応募に関する留意事項	2
第4. 募集に関するスケジュール等	
1. 企画提案書の提出	4
2. 審査結果の通知	5
第5. 審査方法等	
1. 審査委員会の設置	5
2. 審査の方法	5
第6. 業務実施に関する事項	
1. 業務制作の継続が困難となった場合の措置	7

第1. 募集要項等の定義

本事業は、つやま産業支援センター（以下「センター」という。）が、事業者に、スマートシティ(仮)事業企画等制作業務（以下「業務」という。）を依頼するものであり、現在センターでは、更なる津山地域産業の価値創造や雇用創出を加速すべくセンタービジョンを『津山らしい産業の創出と雇用の創造』として、目指す姿『スマートシティつやま（仮）』を掲げ、新たな産業創出のテーマを『スマート〇〇（〇〇＝産業分野）』とすることで、産業分野を限らず、地元の企業が参入し易く、誰もがその価値を享受できるグランドコンセプトの立案に着手した。

本業務では上述したグランドコンセプト実現に向け『スマートシティつやま（仮）』の骨格を組み上げると共に、それを支える『スマート〇〇』の事業企画案を描き、具体的な事業創造を推進することを目的としたものである。事業者の選定に当たっては、民間事業者の専門知識や斬新なアイデアカ等を活用するため、公募型企画提案方式を採用することにした。

この募集要項は、制作業務に係る事業者募集に関して必要な事項を定めたものである。なお、本募集要項に併せて配布する次の資料も本募集要項と一体の資料とし、これら全資料を含めて「募集要項等」と定義する。

- 委託仕様書：センターが事業者に要求する具体的なサービス水準を示すもの
- 様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの
- その他：審査に当たっての選考方法等並びに評価ポイントを示すもの

第2. 業務内容

1. 業務名 スマートシティ(仮)事業企画等制作業務
2. 納期 契約期間締結日から令和2年3月20日まで
3. 制作料上限額 2,500千円（消費税等を含む）
4. 業務内容

『スマート〇〇（〇〇＝産業分野）』実現に向けた事業アイデアを立案し、具体的な事業企画として提案するものである。また、事業アイデアを検討、企画するに当たっては、以下の要件に留意し、業務委託の意図に沿った内容とする。

（1）事業企画の産業分野

津山を中心とした地域において事業開発及び運営が継続的に可能な産業分野でありかつ

（2）～（5）の要件を満たすこと。

（2）『スマート』の要件

AI/IoT/5G等、最新ICT技術を活用した提案とすること。

（3）事業企画のレベル感

これまでの案件実績や導入事例を参考に、できる限り具体的な内容とすること。

（4）事業企画の実現性

研究開発が伴う場合、3年前後で実用化の目処が立つ提案とすること。

（5）地元企業の活用

本業務は地元の ICT 企業の活性化も目的に含まれることから何らかの形で地元企業と連携し、活用すること。

第 3. 応募事業者の条件等

1. 応募資格

(1) 応募事業者の備えるべき要件は、次のとおりとする。

① 応募事業者資格要件

応募事業者は、法人格を有し、業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していなければならない。

② 応募事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募事業者になることはできない。

ア. 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

イ. 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の各号に該当すると認められる事実があった後 3 年を経過しない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ. 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者

エ. 商法第 381 条の規定による整理開始の申立て若しくは通告、破産法第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第 3 条に規定する申立てを含む。）、旧和議法第 12 条の規定による和議開始の申立て、会社更生法第 17 条の規定による更生手続開始の申立（同法附則第 2 条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者、又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、この要件に該当しないものとする。

オ. 津山市暴力団排除条例(平成 23 年津山市条例第 21 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員及び同上第 3 号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

カ. 国税及び津山市税を滞納している者でないこと。

(2) 応募資格の確認

応募事業者の確認は、参加表明書の提出日を基準とする。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

2. 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募事業者は、提案書類提出書（兼応募資格審査申請書・様式第 1 号）の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 応募費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

(3) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法に定めるものとし、通貨単位は円とする。

(4) 著作権等

応募事業者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等及び本業務により生じた著作権その他の権利はセンターに帰属するものとする。

(5) 提出書類の取り扱い

提出された書類については、変更できないものとし、不採用となった応募事業者の提案書等は、提出時に返却を希望した場合に限り返却することとする。

(6) 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

ア. 提案書類提出書の提出時から優先交渉権者の決定までの期間に、応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

イ. 一の応募事業者が複数の提案を行った場合

ウ. 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合

エ. 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ. 著しく信義に反する行為があった場合

(7) その他

ア. センターが提示する資料及び回答書は、本募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

イ. 本募集要項等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知する。

第4. 募集に関するスケジュール等

事業の制作にあたり、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出を要請する。

質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず企画提案質問書（様式第2号）にて令和元年12月12日（木）正午まで（必着）に FAX により提出すること。なお、電話にて送受信の確認を必ず行うこと。FAX 以外の方法による質問は受け付けない。
質疑の回答方法	つやま産業支援センターホームページにて公表

質疑の回答予定日	令和元年 12 月 13 日（金）
企画提案書の提出期限	令和元年 12 月 20 日（金）正午
審査(書面審査)	令和元年 12 月 25 日（水）
制作予定事業者の決定	令和元年 12 月 26 日（木）
○提出先及び問合せ先 つやま産業支援センター 〒708-0004 岡山県津山市山北 663 津山市役所東庁舎 1 階 Tel : 0868-24-0740 Fax : 0868-24-0881 担当 : 廣瀬、森西 E-mail : info@tsuyama-biz.jp	

1. 企画提案書の提出

企画提案に参加する者は、次の要件により提出する。

(1) 受付（提出）期間

令和元年 12 月 6 日（金）～令和元年 12 月 20 日（金）正午まで

(2) 提出書類

ア. 審査に係る提案書類提出書（様式第 2 号）

イ. 提案書（正本 1 部・副本 4 部）（提案書に關係する参考資料の添付は可とするが、本編は提案書のみで完結し、参考資料が無くても理解できるものとする。）

ウ. 業務実績等提案書（過去に作成した企画した実績）（様式第 3 号）

エ. 見積書（様式第 4 号）

オ. 津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第 5 号）

カ. 法人の国税の納税証明書の写し

（令和元年 12 月 6 日以降証明分）

キ. 法人の津山市発行の市税等完納証明書

（令和元年 12 月 6 日以降証明分。津山市に課税がある場合のみ。）

ク. 登記事項証明書（現在事項証明）の写し

（令和元年 12 月 6 日以降証明分）

ケ. 会社等組織概要（会社案内、要覧、定款等）

コ. 企業単体の貸借対照表及び損益計算書（直近 3 期分）

(3) 提出先

受付場所…つやま産業支援センター

〒708-0004 岡山県津山市山北 663 津山市役所東庁舎 1 階

(4) 提出方法

ア. 提出方法

令和元年 12 月 20 日（金）正午までに持参または郵送により提出すること。

※持参の場合の受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時（土日・祝祭日は除く。）
までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。

イ. 作成方法

(ア) 提案書（指定様式）により作成する。

(イ) 用紙の大きさは A 4 判縦、横書き、左綴じとする。（図表等は必要に応じ A 3 判の折り込みも可とする。）

(ウ) 提案書のうち正本 1 部について、「スマートシティ(仮)事業企画等業務委託 企画提案書」及び「事業者名・代表者名」を記載した表紙を付けること。

ウ. 無効（失格）となる提案書

(ア) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。

(イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(ウ) 虚偽の内容が記載されているもの。

エ. 見積書

(ア) 見積書の作成は 1 部とする。

(イ) 見積書に押印する印鑑は、会社印及び代表者実印とする。

(ウ) 見積内容は、提案書等と同一のものとし、相違するものは認めない。

(エ) 見積額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

(オ) 見積額が異常に少額であるなど、本事業の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする場合がある。

2. 審査結果の通知

審査結果については、文書にて通知する。

第 5. 審査方法等

1. 審査委員会の設置

つやま産業支援センター スマートシティ(仮)事業企画等業務審査会（以下「審査会」という。）において、次項の評価基準に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本業務の優先交渉権者として選定する。なお、審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、優先交渉権者を選定しないことがある。

2. 審査の方法

(1) 書面審査

企画提案書の書面審査を実施し、制作事業者選定評価基準に基づき採点する。

(2) 企画提案事業者選定評価基準

本業務にかかる評価基準は次の項目によるものとする。

ア. 本業務に対する基本的考え方、業務実施体制、スケジュール、業務実績（海外に

おける実績を含む) など業務提案にあたっての基本的事項を示すこと。

- ①本業務の受託に関する基本的な考え方及び取り組み姿勢を示すこと。
- ②本業務の業務実施責任者及び担当者全員の経歴・実績・実稼動割合、連絡体制、並びにスケジュール等を示すこと。
- ③本業務で制作された全ての著作物の著作権についての考え方を示すこと。

イ. 事業の目的や趣旨、仕様書で求めている下記項目の提案を過去の実績などを踏まえて行うこと。

a. 事業の基本要件

- ①津山地域での事業開発、運営が可能であること。
- ②AI/IoT/5G等、最新ICT技術を活用していること。
- ③案件実績や導入事例等、具体的な内容であること。
- ④3年前後で実用化の目処が立つ企画提案であること。
- ⑤地元企業と連携し、活用すること。

b. 事業の独自要件

- ①独創性(企画提案の津山らしさ、津山ならではの)があること。
- ②実現性(企画提案の受け皿)があること。
- ③発信性(企画提案の影響力)があること。
- ④津山への深い理解と想いがあること。
- ⑤津山を変えられる可能性を秘めていること。

(3) 交渉権者の順位決定

審査会が「優先交渉権者の選考方法(別紙1)」に基づいて審査し、優先交渉権者の選考を行う。なお、応募者が1社の場合でも審査を行い、要件を満たしている場合には選考する。

(4) 選考結果は、応募事業者すべてに通知する。

(5) 審査会にて選考された優先交渉権者には、センターと仕様及び価格等を協議した上で、書面にて決定通知を受けることにより受託事業者となる。ただし、センターは優先交渉権者と協議が調わない場合、次点交渉権者と協議を行うことがある。決定されなかった応募者は、通知を受けてから7日以内にその理由について説明を求めることができる。

(6) 受託事業者は、市と契約を締結し、受託業務を実施する。

第6. 業務実施に関する事項

1. 業務制作の継続が困難となった場合の措置

(1) 契約事業者の債務不履行の場合

ア. 契約事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行、又はその懸念が生じた場合には、センターは契約事業者に対して修復勧告し、一定期間内に修復策の提出及びその実施を求めることができる。契約事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、センターは契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することがで

きる。

イ. センターは、契約事業者が本事業を完全に履行する見込みがないと認めるときは、又はこの契約に違反して契約の目的を達することができないと認めるときは、履行保証人に対し、本事業の実施を求めることができる。

ウ. 履行保証人は、前項の規定による本事業の実施の請求があったときは、契約事業者に代わって本事業を実施しなければならない。

(2) センターの債務不履行の場合

ア. センターの責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となったときは、契約事業者は契約を解除できる。

イ. 前号の場合において、契約事業者が契約を解除した場合、契約事業者はセンターに対し、これにより生じた損害賠償を請求できる。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により継続が困難となった場合

不可抗力、又は契約事業者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、センター及び契約事業者双方により業務継続の可否について協議する。一定期間内に協議が整わないときは、相手方に対する事前の通知により、センター又は契約事業者は、契約を解除する。